

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の処理実績報告書 記入手引き

〔 本報告の対象となる方 〕

- ・ 産業廃棄物の自社用処理施設を設置している事業者
- ・ 産業廃棄物の発生量が500t以上（福島市、郡山市、いわき市においては1,000t以上）又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者
- ・ 建設業で建設工事に伴う建設発生土の発生がある事業者

I 送付書類等

以下の4種類を同封しておりますので、確認してください。

- (1) 依頼文
- (2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の処理実績報告書
- (3) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の処理実績報告書記入手引き【本書類】
- (4) 返信用封筒

II 作成・提出方法

(1) 報告書の作成(電子ファイルによる作成・提出が可能です。)

同封した「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績報告書」は、福島県及び(一財)日本環境衛生センターのホームページからダウンロードすることができ、電子メールによる提出も可能です。なお、同封した報告書、調査票を用いて記入後、同封の返信封筒にて郵送又はファクシミリにて送信していただいても構いません。

■報告書の電子ファイルの入手方法

【福島県のホームページからのダウンロード】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku041.html>

〔(一財)日本環境衛生センターホームページからのダウンロード〕

<http://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx>

■報告書の電子メールによる提出方法

電子メール : hik-r@jesc.or.jp ※件名には、「福島県報告書」と明記してください。

※郵送される方でも、報告書の枚数が多い場合は、できる限りCD等、電子データでの提出をお願いします。

■FAX番号 : 044-287-3255

【注意】この実績報告書は、次の報告書とは別ものです。

- ・ 多量（指定）排出事業者の産業廃棄物処理計画及び計画実施状況報告書
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

III 提出が必要な報告書

- ・ 産業廃棄物の自社用処理施設を設置されている事業者
- ・ 産業廃棄物の発生量が500t以上（郡山市、いわき市、福島市においては1,000t以上）又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者
- ・ 建設業で建設工事に伴う建設発生土の発生がある事業者

①：「様式一事A」を報告してください。

②：自社用処理施設を設置している事業者は、「様式一事B」を報告してください。

③：「様式一事A」の「II」で「中間処理実績」又は「最終処分実績」を「有り」とした場合は、「様式一事C」を報告してください。

④：「様式一事A」の「I」の産業廃棄物の発生量が500t以上（福島市、郡山市、いわき市においては1,000t以上）又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者は、「様式一事F」を報告してください。

⑤平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物がある場合は、「様式一事G」を報告してください。

⑥：「様式一事A」の「III」で「建設発生土の発生」を「有り」とした場合は、「様式一事H」を報告してください。

⑤：再度報告内容をチェックし、「様式一事A」の「IV」で、報告（提出）する様式毎に「有り」又は「無し」を報告してください。

IV 記入要領

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の処理実績報告書の記入要領

(別紙の「記入例」を参考にして記入方法を確認してください。)

1. 提出の対象者

以下に該当する方が対象です。

- ① 福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）の事業場（建設工事等にあってはその現場）における産業廃棄物の発生量が500t以上（福島市、郡山市、いわき市においては1,000t以上）又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者
- ② 福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）に自社処理用の産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場を設置されている事業者（②は処理実績がなくても報告対象となります。）
- ③ 福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）の建設工事に伴い、平成29年度に建設発生土の発生のあった事業者

2. 報告書の概略

提出していただく報告書の概略は、以下のとおりです。

様式	提出条件	内容
事A	すべての方	事業場、処理計画・実績等
事B	施設有り	保管状況、中間処理施設・最終処分場の設置状況（施設設置事業者）
事C	実績有り	中間処理施設・最終処分場における処分実績（施設設置事業者）
事F	実績有り	処理・委託実績等（産業廃棄物の発生量が500t以上（福島市、郡山市、いわき市は1,000t以上）又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者）
事G	保管有り	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物がある事業者
事H	建設発生土の発生有り	福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）の建設工事に伴い、平成29年度に建設発生土の発生のあった事業者

3. 報告書の記入要領

● 様式－事A

平成30年3月31日現在における貴社の状況について記入してください。

「I 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理計画・処理実績状況表」

- 1 報告書の提出を行う事業所の内容について、項目に従って記入してください。
- 2 名称、所在地、電話番号、従業員数及び事業内容（主な製品商品）は、提出時点で記入してください。

- 3 従業員数は、事業場における従業員（臨時職員等を含む。）数を記入してください。
- 4 主な製品商品について、製造業以外の業種である場合は、記入する必要はありません。
- 5 発生した汚泥を自社内で脱水処理している場合は、脱水処理前の量を発生量として計算してください。（したがって、汚泥を脱水処理している場合で脱水処理前の量が500t以上（福島市、郡山市、いわき市においては1,000t以上）の事業者は、「様式一事F」の報告が必要となります。）

「II 施設設置事業者」

- 1 福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）に自社処理用の産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場を設置されている場合は、該当項目を記入してください。
- 2 氏名又は名称、住所、代表者氏名及び電話番号は、提出時点で記入してください。
- 3 資本金は、千円単位で記入してください。
- 4 処理（管理）責任者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第8項に基づく産業廃棄物処理責任者を設置している場合はその氏名を、同法第12条の2第8項に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を設置している場合は、その氏名を記入してください。
- 5 処分実績及び保管実績は、必ず「1:有り」又は「0:無し」を選択してください。

「III 建設発生土について（建設用）」

- 1 建設発生土の発生の有無は、必ず「1:有り」又は「0:無し」を選択してください。

「記入者部課・氏名」

- 1 この報告書の記入者の所属及び氏名を必ず記入してください。

「IV 報告書チェック欄」

- 1 様式一事B～事Hによる報告について、下記により「1:有り」又は「0:無し」を選択してください。
なお、該当様式に報告する「実績がない」場合は、必ず「0:無し」を選択してください。ただし、電子ファイルで提出される方は、提出不用となる様式のシートを削除する必要はありません。

事B－福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）に自社処理用の産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場を設置されている事業者

事C－設置する中間処理施設又は最終処分場において、平成29年度中の処分実績がある事業者

事F－産業廃棄物の発生量が500t以上（福島市、郡山市、いわき市においては1,000t以上）又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者

事G－平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物がある事業者

事H－福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）の建設工事に伴い、平成29年度に建設発生土の発生のあった事業者（建設業のみ）

●様式一事B

「（1）処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の状況」

- 1 当該年度内に、処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物がある場合、該当項目を記入してください。
- 2 産業廃棄物の種類は、別紙の分類表の「分類名」と「コード」で記入してください。
- 3 所在地は、実際の保管場所の市町村名を記入してください。（市町村名まで）
- 4 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物の状況は、「様式-業G」へ記入してください。

「（2）自社の設置する中間処理施設の状況」

- 1 当該年度に、福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）に中間処理施設を設置している場合は、該当項目を記入してください。
- 2 施設区分は、別添の施設区分表から施設区分コードを記入してください。
- 3 処理能力は、能力（規模）と単位で欄を分けて記入してください。なお、基数又は時間は、備考欄に記入してください。

(2)中間処理施設の状況

施設番号	処理施設の名称	処理施設の所在地	施設区分	処理能力	許可等の有無	技術管理者名	備考
B21	oooooooo	△△△△△	11	200 m ³ /日	1:有り	0000	(8時間)
B22	◇◇◇◇◇	△△△△△	08	50 t/日	1:有り	0000	×2基

- 4 許可等の有無は、「1:有り」又は「0:無し」を選択してください。
- 5 技術管理者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項に基づく技術管理者を設置している場合は、その氏名を記入してください。
- 6 当該年度内で、休止等により稼動実績がない場合は、備考欄に、「休止」等を記入してください。

「（3）自社の設置する最終処分場の状況」

- 1 当該年度に、福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）に最終処分場を設置している場合は、該当項目を記入してください。
- 2 処分場の種類は、「1:管理型」、「2:安定型」又は「3:遮断型」を選択してください。

- 3 許可等の有無は、「1:有り」又は「0:無し」を選択してください。
- 4 平成29年度の埋立量は、覆土量を除いたものです。なお、覆土量は、当該年度の覆土量欄に記入してください。
- 5 当該年度末の残余容量とは、平成30年3月31日時点の残余容量です。
- 6 算定残余容量とは、測量等で実測した残余容量です。「算定した年月日」欄に算定した年月日を記入してください。
- 7 技術管理者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項に基づく技術管理者を設置している場合は、その氏名を記入してください。
- 8 当該年度内で、埋立実績がない場合は、備考欄に、「実績なし」と記入してください。

●様式一事C

様式一事Bで報告した自社の設置する中間処理施設及び最終処分場の処分実績について、記入してください。なお、処分実績がなかった場合は、記入不要です。

- 1 C1～C5欄を用いて、様式Bで報告した施設ごとに該当項目を記入してください。
- 2 施設番号は、様式Bで記載されたB21～B27、B91～B93の番号を記入してください。
- 3 産業廃棄物の種類は、別紙の分類表の「分類名」と「コード」で記入してください。
- 4 「自社で再中間処理・再生・埋立」欄に記入した廃棄物のうち、自社の中間処理施設又は最終処分場で再度処理を行った場合は、該当する産業廃棄物処理施設欄に再掲してください。
- 5 委託先所在地は、福島県内の場合は市町村名、福島県外の場合は都道府県名と市町村名を記入してください。
- 6 電子ファイルで提出される方で、廃棄物量の単位を立米(m³)で報告する場合は、「m3」と半角英数字で記入してください。

●様式一事F

様式一事Aで報告した平成29年度の産業廃棄物の発生量が500t以上(福島市、郡山市、いわき市においては1,000t以上)又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の場合のみ記入してください。

- 1 産業廃棄物の種類は、別紙の分類表の「分類名」と「コード」で記入してください。
- 2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく特定産業廃棄物等に該当するものは、特定「※2」欄に「○」を付けてください。特定産業廃棄物等の定義は、P.19の「その他（特定産業廃棄物について）」を参照してください。
- 3 単位は「t（トン）」で記入してください。

- 4 廃棄物が同一種類であって、焼却・破碎等の複数種類以上の中間処理を行う（行った）場合には、それぞれを段毎に記入してください。
- 5 自社内で中間処理を行っていない場合は、②～⑧欄に記入してください。また、委託の状況（その2）も「自社内で中間処理を行っていない場合」欄に記入してください。
なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物がある場合は、「保管量※3」欄に記入してください。
- 6 自社内で中間処理を行っている場合は、⑨～⑯欄に記入してください。また、委託の状況（その2）も「自社内で中間処理を行っている場合」欄に記入してください。
なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物がある場合は、「保管量※4」欄に記入してください。
- 7 委託量（⑤、⑥、⑬、⑭の合計）が1万トンを超える場合は、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託状況報告書（その3）」に、委託した産業廃棄物の種類、委託量、収集運搬業者、運搬先及び運搬先の所在地を記入してください。
- 8 電子ファイルで提出される方で、記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

番号	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	発生量の目標	発生した量	自社で中間処理を行っていない場合							
				有償売却量	自ら利用量	自ら最終処分量	委託直接最終処分量	委託中間処理量	※推測可		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
01	00000	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
19	00000	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
20	00000	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
21	00000	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
22	00000	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00

●様式一事G

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物等がある場合は、廃棄物等の種類ごとに記入してください。

- 1 廃棄物等の種類は、具体的に記入してください。
- 2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく特定産業廃棄物等に該当するものは、特定「※1」欄に「○」を付けてください。特定産業廃棄物等の定義は、P.19の「その他（特定産業廃棄物について）」を参照してください。
- 3 保管されている廃棄物等の放射能濃度の測定の有無は、「有」又は「無」を記入してください。また、「有」の場合は、測定値欄に、測定結果を記入してください。
- 4 保管の理由は、具体的に記入してください。

- 5 保管量は、平成30年3月31日時点の数量を記入してください。電子ファイルで提出される方で、廃棄物量の単位を立米（m³）で報告する場合は、「m3」、リットルで報告する場合は、「L」とそれぞれ半角英数字で記入してください。
- 6 保管対象物の発生頻度は、具体的に記入してください。

●様式一事H

福島県内（福島市、郡山市、いわき市を含む）の建設工事に伴い、平成29年度に建設発生土の発生のあった場合は、建設発生土の種類及び工事場所ごとに記入してください。

- 1 建設発生土の種類は、具体的に記入してください。
- 2 発生した工事場所は、所在地を必ず記入してください。
- 3 単位は「m3（立米）」で記入してください。
- 4 搬出場所は、市町村名を記入してください。
- 5 再生・処分状況は、具体的に記入してください。

V 記入例

様式-事A

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の処理実績報告書

平成30年〇月〇〇日

記 入 例

報告者の住所 福島県福島市杉妻町2-16

報告者の氏名 ××電子株

(代)福島一郎

電話番号 0123-45-6789

平成29年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績について、次のとおり報告します。

I 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理計画・処理実績状況表

事業所	名 称	××電子株福島工場		
	所 在 地	福島県福島市杉妻町5-75		
	電 話 番 号	0123-45-6789	従業員数	200 人
	事 業 内 容 (主な製品商品)	電子部品製造		
平成29年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の発生量の実績		産 業 廃 棄 物	特 別 管 理 产 業 廉 棄 物	
		73,550 t/年	500 t/年	
平成30年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の発生量の目標		産 業 廃 棄 物	特 別 管 理 产 業 廉 棄 物	
		63,500 t/年	500 t/年	

II 施設設置事業者用

設置者	氏名又は名称	××電子株		
	住 所	福島県福島市杉妻町2-16		
	代 表 者 氏 名	福島一郎		
	電 話 番 号	0123-45-6789	資 本 金	500,000 千円
処理(管理)責任者		産 業 廃 棄 物	特 別 管 理 产 業 廉 棄 物	
		福島太郎	福島太郎	
平成29年度の処分実績		中間処理実績の有無	最終処分実績の有無	
		1:有り	1:有り	
平成29年度の保管状況(処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物)		保 管 実 績 の 有 無		
		1:有り		

III 建設発生土について(建設業用)

平成29年度の建設工事に伴う建設発生土の発生について(工事現場内利用を含む)	建設発生土の発生の有無
	1:有り

記入者部課・氏名	所属 総務部	氏名 福島花子
----------	--------	---------

IV:報告書チェック欄	事B	事C	事F	事G	事H
報告する様式の有無	1:有り	1:有り	1:有り	1:有り	1:有り

保管・中間処理・最終状況の概要表 - 施設設置事業者 -

平成29年度実績

業者名 ××電子株

記入例

(1)処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の状況

	産業廃棄物の種類(※)	所在地	保管量	番号	産業廃棄物の種類(※)	所在地	保管量
01	汚泥0210	福島市	150 t	0			t
02			t	0			t
03	有機性汚泥の場合 分類名:汚泥 コードNo.:0210		t	0	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物の状況は、「様式-事G」へ記入してください。		t
04			t	08			t
(※)「産業廃棄物の種類」は、別紙分類表のコードNo.及び分類名で記入する。				00	合	計	150 t

(2)自社の設置する中間処理施設の状況

施設番号	処理施設の名称	処理施設の所在地	施設区分	処理能力	許可等の有無	技術管理者名	備考
B21	廃プラスチックの破碎施設	福島市杉妻町5-75	08	50 t/日	1:有り	福島太郎	
B22	廃プラスチックの焼却施設	福島市杉妻町5-75	09	200 t/日	1:有り	福島太郎	
B23	汚泥の脱水施設	福島市杉妻町5-75	01	200 m3/日	1:有り	福島太郎	
B24	汚泥の脱水施設	福島市杉妻町5-75	01	150 m3/日	1:有り	福島太郎	×2基
B25	廃プラスチックの焼却施設	福島市杉妻町5-75	09	70 t/日	1:有り	福島太郎	(8時間)
B26				/日	1:有り 0:無し		
B27				/日	1:有り 0:無し		

(3)自社の設置する最終処分場の状況

施設番号	B91	B92	B93
処分場の名称	○○第1処分場		
処分場の所在地	××郡口町1-1		
処分場の種類	1:管理型	1:管理型 2:安定型 3:遮断型	1:管理型 2:安定型 3:遮断型
許可等の有無	1:有り	1:有り 0:無し	1:有り 0:無し
設置許可等年月日	平成10年1月1日	年 月 日	年 月 日
処分場面積	20,000 m ²	m ²	m ²
埋立地面積	12,000 m ²	m ²	m ²
埋立容量	135,000 m ³	m ³	m ³
平成29年度の埋立量	5,810 t	t	t
	t	t	t
	t	t	t
	t	t	t
平成29年度の覆土量	800 m ³	m ³	m ³
平成29年度末の残余容量	35,000 m ³	m ³	m ³
算定残余容量	37,000 m ³	m ³	m ³
算定した年月日	平成30年5月2日	年 月 日	年 月 日
技術管理責任者名	福島太郎		

平成29年度実績

記入例

業者名 ××電子株

産業廃棄物処理施設の種類		処理した廃棄物と年間処理量			処理後の廃棄物と量			処理後の廃棄物の再生・処分状況			
施設番号 (機器の番号)	處理欄	處理種類(※1)	特定(※2)	處理量	單位	處理の種類(※1)	特定(※2)	處理量	單位	自社で再中間処理・再生・埋立	委託先
C1 廃プラスチックの破砕施設 B21	01	廃プラ0600		1,500 t	t	廃プラ0600		1,500 t	t	自社で焼却	○○資源 ××興産
	02										□□県〇〇市 △△県〇〇都×町
	03										
	04										
	05										
C2 廃プラスチックの焼却施設 B22	06	廃プラ0604		500 t	t	燃え殻0112	○	300 t	t	××セメント	□□県〇〇市 △△県〇〇都×町
	07	廃プラ0600		2,000 t	t	ばいじん1800	○	50 t	t	××セメント	セメント原料
	08										100 t
	09										200 t
	10										
C3 汚泥の脱水施設 B23	11	汚泥0210		3,000 t	t	汚泥0210		1,000 t	t	建設資材として利用	セメント原料
	12										
	13										
	14										
	15										
C4 管理型最終処分	16	ばいじん1800	○	5 t	t						
	17	汚泥0221		5,000 t	t						
	18	木くず0800		800 t	t						
	19										
	20										
	21										
	22										
	23										
	24										
	25										

(※1)「種類」「処理後の種類」は、別紙分類表のコードNo.及び分類名で記入してください。

(※2)「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法に基づく特定産業廃棄物等に該当するものは、「○」を付けてください。

(※3)「委託先所在地」は、福島県内の場合は市町村名までを記入してください。(いずれの場合も、郡名までは×)

記入例

(平成29年度) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績報告書【その1】

事業所の名称 ×電子機

番号	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類(※1)	自社で中間処理を行っていない場合										自社で中間処理を行っている場合										委託中間処理量												
		発生量の目標					発生した量					保管量					自ら利用量					委託直接受分量					自社中間処理量							
		特定(※2)	①	※3	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚		
01	廃プラ0600	1,000	1,000																															
02	廃プラ0604	600	500																															
03	廃プラ0600	2,000	2,000																															
04	汚泥0210	3,500	3,000																															
05	[ばいじん]1800	100	50																															
06	汚泥0220	5,000	5,000																															
07	木くず0800	1,000	800																															
08	廃油0311	1,300	1,200																															
09	強酸7100	500	500																															
10	金属くず1220	9,000	10,000																															
11	[ばいじん]1800	40,000	50,000																															
12																																		
13																																		
14																																		
15																																		
16																																		
17																																		
18																																		
19																																		
20																																		

委託量が「万t」を超える場合は、
株式一社(3)を報告

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している場合

(※1)「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」は、別紙分類表のコードNo.及び分類名で記入してください。なお、廃棄物が同一種類であつて、焼却・破碎等の複数種類以上の中間処理を行う(行つた)場合には、それぞれを段毎に記入してください。

(※2)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響に関する特別措置法に基づく特定期間に該当する廃棄物等に該当するものは、「○」を付けてください。

(※3)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物の量を記入してください。

(※4)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物の量を記入してください。

例入記

産業薬物・特別管理薬物の処理実績報告書【その2】

（いずれの場合も、都名までではなく、福島県外の場合は市町村名までを記入してください。）

例入記

（平成29年度）産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の委託状況報告書

(※様式-事Fの委託量(5)、(6)、(13)、(14)が、1万トンを超える場合のみ)

卷之三

(※1)「委託した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」は、引紙分類表のコードNo及び分類名で記入してください。
(※2)平成二十一年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質

卷之三

記入例

保管状況表

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物の状況

事業所の名称

廃棄物等の種類 特定 (※1)	保管場所	放射能濃度の測定値 測定の有無	測定値	保管の理由 (平成30年3月31日現在)	保管量		保管を開始した年月日	保管対象物の発生頻度	備考
					管	量			
01 自社焼却灰	○ △△市〇〇町1-1-1	有	○○～○OBq/kg	国の基準○OBq/kgを超えており、処分先が確保できない。	2,000		H23年〇月〇日	現在も毎月〇〇程度発生している。	
02 廃堆肥	○ △△市〇〇町1-1-1	有	○OBq/kg	国の基準○OBq/kgを下回っているが、利用先が確保できない。	500	0	H23年〇月〇日	現在は堆肥化中止しているため、発生していない。	
03 破碎後の建設資材	△△市〇〇町1-1-1	無		放射能濃度は低いと思われるが、風評被害で利用先がない。	1,000	30	H23年〇月〇日	現在も毎月〇〇程度発生している。	
04 大谷石	△△市〇〇町1-1-1	無		放射能濃度は低いと思われるが、風評被害で利用先がない。	500	0	H23年〇月〇日	現在、大谷石のがれき類は受入れ中止しているため、発生していない。	
05 金属くず	△△市〇〇町1-1-1	有	○.○μSv/h	業界の受入れ基準○μSv/hを超えておりサーキルがない。	100	50	H23年〇月〇日	適宜、搬入される廃棄物を測定し、業界の受入れ基準を超えているものを保管している。	
06									
07									
08									
09									
10									

(※1)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法に基づく特定産業廃棄物等に該当するものは、「○」を付けてください。

建設発生土について(建設業用)

事業所の名前

記入例

建設発生土の種類	発生した工事場所	(②+③) 発生量	現場内利用量		現場外搬出量		現場外搬出		再生・処分状況		備考	
			① 単位	② 単位	③ 単位	搬出先名称		搬出場所		搬出量 単位	搬出量 単位	
						搬出量 単位	搬出量 単位	搬出量 単位	搬出量 単位			
01 流出土	△△市〇〇町1-1-1	2,000	m3	1,500	m3	300	m3	〇〇港湾事業	□□市□□町	海面埋立		
02						200	m3	〇〇建設株	□□市□□町	〇〇谷地の埋立		
03 建設発生土	△△市〇〇町1-1-1	5,000	m3	2,000	m3	2,000	m3	〇〇土木株	□□市□□町	〇〇工事の造成材として利用		
04						1,500	m3	〇〇市	△△市□□町	〇〇処分場の覆土		
05						500	m3	自社	〇〇市□□町	自社の発生土ストックヤード		
06 建設発生土	□□市×××	1,500	m3	1,500	m3							
07												
08												
09												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

工事現場への搬出先が複数ある場合は、行をわけて記入してください。

VI その他(廃棄物の分類表、処理施設区分表、産業廃棄物の換算比重表)

廃棄物の分類表

※廃棄物の種類は、この表の分類名とコードNo.で記入してください。

●産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）

分類名	区分	コード
燃え殻	下記以外	0100
	焼却灰	0110
	石炭灰	0111
	廃棄物焼却灰	0112
	廃カーボン・活性炭	0120
汚泥	下記以外	0200
	有機性汚泥	0210
	下記以外	0211
	無機性汚泥	0220
	建設汚泥	0221
	上水汚泥	0222
	道路等側溝汚泥	0223
廃油	下記以外	0300
	一般廃油	0310
	鉱物系廃油	0311
	動植物系廃油	0312
	廃溶剤	0320
	固体油	0330
	油泥	0340
廃酸	油付着物（ウエス等）	0350
	下記以外	0400
廃アルカリ	写真定着廃液	0401
	下記以外	0500
	写真現像液	0501
廃プラスチック類	下記以外	0600
	廃タイヤ	0601
	自動車用プラスチックハンバー	0602
	廃農業用ビニール	0603
	プラスチック製廃容器包装	0604
	発泡スチロール	0605
	発泡ウレタン	0606
	発泡ポリスチレン	0607
	塩化ビニル製建設資材	0608
	FRP	0609
紙くず	下記以外	0700
	建設工事の下記以外	0710
	紙くず	0711
木くず	下記以外	0800
	建設工事の下記以外	0810
	木くず	0811
	パーク類、樹皮類	0822
	木製廃パレット	0824
繊維くず	下記以外	0900
	建設工事の繊維くず	0910
	畳	0911
動植物性残さ	下記以外	1000
	動物性残さ	1010
	植物性残さ	1020
動物系固体不要物	下記以外	4000
	ゴムくず	1100
金属くず	下記以外	1200
	鉄くず	1210
	非鉄金属くず	1220
	鉛製の管又は板	1221
	電線のくず	1222
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	下記以外	1300
	ガラスくず	1310
	カレット	1311
	廃ブラン管（側面部）	1312
	ガラス製廃容器包装	1313
	ロックウール	1314
	石綿（非飛散性）	1315
	グラスウール	1316
	岩綿吸音板	1317
	陶磁器くず	1320
	コンクリートくず	1321
	廃石膏ボード	1322
	ALC（軽量気泡コンクリート）	1323
鉱さい	下記以外	1400
	スラグ	1401
がれき類	下記以外	1500
	コンクリート破片	1501
	アスコン破片	1502
動物の糞尿	下記以外	1600
	動物の死体	1700
ぱいじん	下記以外	1800
	13号廃棄物	1900

●特別管理産業廃棄物

分類名	区分	コード
引火性廃油	下記以外	7000
	引火性廃油（有害）	7010
強酸	下記以外	7100
	強酸（有害）	7110
強アルカリ	下記以外	7200
	強アルカリ（有害）	7210
感染性廃棄物	下記以外	7300
	下記以外	7400
	廃PCB等	7411
	PCB汚染物	7412
	PCB処理物	7413
特定有害産業廃棄物	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	7440
	廃石綿等（飛散性）	7421
	指定下水汚泥	7422
	鉛さい（有害）	7423
	燃え殻（有害）	7424
	廃油（有害）	7425
	汚泥（有害）	7426
	廃酸（有害）	7427
	廃アルカリ（有害）	7428
	ぱいじん（有害）	7429
	13号廃棄物（有害）	7430

●不可分一体の産業廃棄物

分類名	区分	コード
建設系混合廃棄物	下記以外	2000
	安定型建設系混合廃棄物	2010
	管理型建設系混合廃棄物	2020
	新築系混合廃棄物	2021
	解体系混合廃棄物	2022
安定型混合廃棄物		2100
管理型混合廃棄物		2200
シュレッタースト		2300
石綿含有産業廃棄物	下記以外	2400
	建設混合廃棄物	2410
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	2420
	廃プラスチック類	2430
	がれき類	2440
	紙くず	2450
水銀使用製品	木くず	2460
	繊維くず（天然繊維）	2470
水銀使用製品	水銀電池、蛍光ランプ等水銀等の使用の表示がある製品	2500
水銀含有ぱいじん等	・ぱいじん、燃え殻、汚泥、鉛さいのうち、水銀を15mg/kgを越えて含有するもの ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを越えて含有するもの	2600
廃自動車	下記以外	3000
	下記以外	3010
	廃二輪車	3011
	バイク	3012
廃電気機械器具	下記以外	3100
	廃バニコ機・廃バチスロ機	3101
	プリント配線板	3102
	テレビジョン受信機	3103
	エアーコンディショナー	3104
	冷蔵庫	3105
	洗濯機	3106
	電子レンジ	3107
	パソコンコンピューター	3108
	電話機	3109
廃電池類	自動販売機	3110
	冷凍庫	3112
	下記以外	3500
複合材	鉛蓄電池	3510
	乾電池	3520
		3600

●その他の廃棄物等

分類名	区分	コード
廃堆肥		0213
瓦		1531
大谷石		1532
廃船（木船）		3610
廃船（FRP船）		3620
魚網		0610

産業廃棄物処理施設区分表

産業廃棄物処理施設		基準処理能力	施設区分コード	
			許可	指定
中間処理施設	汚泥の脱水施設	10m ³ /日	0 1	5 1
	汚泥の乾燥施設（機械）	10m ³ /日	0 2	5 2
	汚泥の乾燥施設（天日）	100m ³ /日	0 3	5 3
	汚泥の焼却施設	5m ³ /日, 200kg/時, 面積2m ²	0 4	5 4
	廃油の油水分離施設	10m ³ /日	0 5	5 5
	廃油の焼却施設	1m ³ /日, 0.2t/時, 面積2m ²	0 6	5 6
	廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日	0 7	5 7
	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日	0 8	5 8
	廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/時, 面積2m ²	0 9	5 9
	その他の焼却施設	0.2t/時, 面積2m ²	1 0	6 0
	がれき類の破碎施設	5t/日	1 1	6 1
	木くずの破碎施設	5t/日	1 2	6 2
	その他の処理施設			6 3
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化化施設		2 1	
	水銀を含む汚泥の焙焼施設		2 2	
	シアン化合物の分解施設		2 3	
	廃P C B等の焼却施設		2 4	
	P C B汚染物の分解施設		2 5	
	P C B汚染物の洗浄施設		2 6	
	廃水銀等の硫化施設		2 7	

(備考)

上記の施設区分コードのうち、「許可」とあるのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可が必要な施設であり、「指定」とあるのは、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項に基づく産業廃棄物指定処理施設設置許可が必要な施設及びその他の施設である。

産業廃棄物の換算比重

産業廃棄物の種類	換算比重(t/m ³)
燃え殻	1.14(0.8~1.8)
汚泥	1.10(0.8~1.8)
廃油	0.90
廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13
廃プラスチック類	0.35(0.1~0.4)
紙くず	0.30(0.2~0.9)
木くず	0.55(0.3~1.0)
繊維くず	0.12
動植物性残さ	1.00(0.8~1.2)
ゴムくず	0.52
金属くず	1.13(0.4~1.7)
ガラスくず及び陶磁器くず	1.00(0.7~1.5)
鉱さい	1.93(0.9~2.1)
がれき類	1.48
ばいじん	1.26

VII その他(特定産業廃棄物について)

特定産業廃棄物・特定一般廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法^{*1}施行規則に定められている。廃棄物処理法に基づき処理される廃棄物のうち、事故由来放射性物質によって汚染され、または汚染されたおそれにある産業廃棄物で、下記に該当するもの^{*2}。

^{*1} 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

^{*2} 放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 5 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されており、地域と廃棄物について、以下の通り見直しが行われた。

特定一廃等改正省令による改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

施設の種類	廃棄物の種類及び性状	福島県	岩手県	宮城県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
水道施設	乾燥汚泥（天日乾燥）	△		△		△	△	△	△	△	△		△
	脱水汚泥、乾燥汚泥（天日乾燥以外）	△		△		△	△	△	△	△	△		△
公共下水道及び流域下水道施設（焼却設備を用いて焼却したものと排出する施設）	焼却したもの（ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る）	☆				△	△	△	△	△	△		
	流動床炉以外から生ずるばいじん	☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
公共下水道及び流域下水道施設（脱水汚泥を排出する施設）	脱水汚泥	△				△							
工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	△		△		△	△	△	△	△	△		△
廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	☆	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	ばいじん	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		
集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	△											
—	廃稻わら	○	○	○			○						
—	廃堆肥	○	○	○			○						
—	除染廃棄物	○ (除染実施区域内)											
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	○ (地域限定なし)											

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

○：排出時期にかかわらず、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。

☆：排出時期にかかわらず、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。ただし、特措法の完全施行日

（平成 24 年 1 月 1 日）以降に排出されたことが明らかな廃棄物であって、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じるものについては、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

△：排出時期が特措法の完全施行日（平成 24 年 1 月 1 日）以降であることが明らかな場合以外は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。